

第 23 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 4 年 6 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 78 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農転用申請に対する意見について
議第 79 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 26 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹 欠席
6、会議録署名者	10 番 田中 豊雄 委員、12 番 田中 幹三郎 委員
7、欠席委員	平田 功一 推進委員
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 12 名。農地利用最適化推進委員 3 名で定足数に達していますので、これより第 23 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、田中 宣行 委員、鍵谷 正 委員、奥村 幸美 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に。10 番 田中 豊雄 委員、12 番 田中 幹三郎 委員を指名します。 それでは、議第 78 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 78 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別紙のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。
議 長	(朗読) 別添資料は 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、1 番 青木 友誉 委員 説明願います。

<p>議 長</p>	<p>置付けられます。以上です。 これより採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員説明願います。</p>
<p>6番 鍵谷委員</p>	<p>6番 鍵谷です。2号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-2をご覧ください。 申請地の場所は、伏見小学校より西へ約100mの所です。 転用の目的は、一般個人住宅。権利を設定しようとする事由は、譲受人は現在アパートに住んでおり手狭となったため。譲渡人は高齢となり耕作が困難となり譲受人の要望を受諾したものです。 転用の目的に係る施設の概要は、図面のとおり平屋建ての一般個人住宅です。建築面積は101.85㎡となっています。 転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側は水路・東側は畑（現状宅地）・西側は道路・東側は宅地です。敷地の造成は、周囲にコンクリートブロックを積み土砂の流出を防止する。 汚水は、下水道に接続・雨水は道路側溝へ流出する。 添付書類は、土地利用計画図・誓約書・ローン申込書・委任状・隣地承諾書については確認しました。 転用の目的にかかわる施設の概要は、5月27日に現地確認により行いました。 以上のことから2号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1条の規定による用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それではこれより採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に議第79号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>

事務局	<p>4ページをご覧ください。議第79号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>添付資料は9ページから10ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。</p> <p>次の1号事案は、1番青木友誉委員に関係しますので、1番青木友誉委員は農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番青木友誉委員)退席</p> <p>1号事案について、10番田中豊雄委員説明願います。</p>
10番田中委員	<p>10番田中です。</p> <p>1号事案の説明をします。事務局からの説明は省略します。資料の7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は送木公民館より北100m程のところに、2筆、東に50m程の所に2筆です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の内容は、譲渡人は高齢で耕作できないため譲受人に譲渡すとの理由で双方合意しました。</p> <p>譲渡人の農地の保有状況は、自作地、田4,233㎡、借入地、田125,432㎡があります。</p> <p>農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台所有しています。</p> <p>添付書類として、登記証明書、登記図、誓約書などを確認しました。</p> <p>5月23日に推進委員の平田功一さんの立ち合いの下、青木友誉さんより事前説明を受けました。また、現地確認を行いました。適切に管理されてました。</p> <p>1号事案の申請内容については、特に問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>続いて、平田功一推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>

平田 推進委員	<p>平田です。</p> <p>5月23日に地区担当の田中 委員と現地確認致しました。適正に管理されておりまして、条件等にも問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了しましたので、1番 青木 友誉 委員の着席を認めます。</p> <p>(1番 青木 友誉 委員) 着席</p> <p>次に報第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局報告願います。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。報第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>この関係につきまして、何かありますか。</p>
12番 田中委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
12番 田中委員	<p>4番の〇〇様の中字東免〇〇番地〇、田 782 m²につきまして、私が耕作しておりまして、利用権設定を行っているはずですが、もしかして漏れがあるかもしれませんので、確認をしたいと思いますが、現況はそうなっております。以上です。</p>
議 長	<p>とすれば、〇〇 〇〇さんと田中さんとの間に利用権設定を引き続きしていけばいいということですか？</p>

12 番 田中委員	はい。それでいいと思います。
議 長	まだ、本人のほうからそういった話はない？
12 番 田中委員	いや、たぶんまだ〇〇 〇〇さんとの間の利用権設定の期間内にあるはずなんですけど、
議 長	なるほどなるほど。
12 番 田中委員	ただ、漏れがあるといけませんので、確認してもし漏れておりましたらまた、〇〇 〇〇様とお話をするようにしたいと思います。
議 長	今は作ってみえるわけですね。
12 番 田中委員	はい。
議 長	はい。わかりました。ほかにありませんか。
事務局次長	事務局からですが、利用権設定がされておれば所有者様が亡くなられた場合でも、基本的にはその権利は引き継がれると認識しておりますが、また事務局の方で再度確認をさせていただきますので、お願いします。
議 長	はい。ありがとうございます。
事務局長	その状況をですね。〇〇 〇〇さんがご存知かということもありますので、事務局のほうから一度ご連絡させていただいて今の現状を知っていただくのと、まあ更新時はですねまた話し合いになるかとは思いますが、その段階でもこちらから通知を出すなどして対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。
議 長	はい。ありがとうございます。 それでは、以上をもちまして、本日の議第は全て終了しましたので、23 回の農業委員会は以上で閉会とします。ありがとうございます。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

10 番

12 番
